

上尾市コミュニティセンター料金表（施設）

施設等の区分		利用料金の額			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	4,700円	7,000円	10,300円	22,000円
	日曜日・土曜日・休日	6,100円	9,100円	13,200円	28,400円
第一集会室		850円	1,100円	1,100円	3,050円
第二集会室		600円	800円	800円	2,200円
第三集会室		500円	700円	700円	1,900円
第四集会室		650円	900円	900円	2,450円
第五集会室		600円	750円	750円	2,100円
第一楽屋		200円	200円	200円	600円
第二楽屋		200円	250円	250円	700円
音楽室		1,400円	1,900円	1,900円	5,200円
多目的室1		1,100円	1,500円	1,500円	4,100円
多目的室2		1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
調理室		500円	700円	700円	1,900円
茶室		300円	400円	400円	1,100円
和室		250円	350円	350円	950円
ギャラリー		1,300円	1,800円	1,800円	4,900円
アトリエ		700円	950円	950円	2,600円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 ホールの利用に先立ち、準備又は練習のための利用に係るホールの使用料金の額は、次の表のとおりとする。

施設等の区分		午前	午後	夜間
ホール	平日	3,000円	4,900円	7,200円
	日曜日・土曜日・休日	3,000円	6,300円	7,800円

- 3 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。）をいう。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

5 施設等(楽屋並びに附属設備及び備品を除く。以下この号において同じ。)の利用が第1号に定める時間を超過した場合は、超過使用料金を徴収する。この場合において、徴収する超過使用料金の額は、正午から午後1時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午前の使用料金の額(第7号又は第8号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額)又は第2号の表に定めるホールの午前の使用料金の額(第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)、午後5時から午後6時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午後の使用料金の額(第7号又は第8号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額)又は第2号の表に定めるホールの午後の使用料金の額(第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)のそれぞれ1時間分に相当する額に130パーセントを乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。

6 前号の規定にかかわらず午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合の正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料金は、徴収しない。

7 利用権利者が入場料(名称のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下この号において同じ。)を徴収する場合の使用料金の額は、利用単位に応じた使用料金の額に次に定める率を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り上げるものとする。)とする。

(1) 入場料が500円未満のとき 130パーセント

(2) 入場料が500円以上1,000円以下のとき 150パーセント

(3) 入場料が1,001円以上のとき 200パーセント

8 市外居住者が利用する場合又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料金の額は、利用単位に応じた使用料金の額に200パーセントを乗じて得た額とする。

9 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

10 ギャラリーにおいては、利用予約に支障のない範囲で一般に開放するものとする。